

平成 27 年 10 月 1 日より開始

特定非営利活動法人（NPO 法人）のご利用について

中小企業信用保険法の改正に伴い、平成 27 年 10 月 1 日から、特定非営利活動法人（以下、「NPO 法人」という）が、新たに信用保証の対象に追加されます。

ただし、一部保証制度によってはご利用いただけない場合がございますので、ご注意ください。

1. 対象となる方

NPO 法人であって、従業員が次の規模要件を満たす方。

業種	従業員数
製造業	300 人以下
卸売業・サービス業	100 人以下
小売業（飲食業を含む）	50 人以下

※業種によっては取扱いできません。

※雇用契約関係がないボランティア等は従業員に含まれません。

2. 必要書類

通常の出申込書類のほか、事業報告書等※が必要です。

※事業報告書等：特定非営利活動促進法第 28 条に規定する次の書類

- ・ 事業報告書
- ・ 計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録
- ・ 年間役員名簿
- ・ 社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面

3. 信用保証料

個人・会社の場合と同様に、保証料の弾力化を行います。（1～9 のカテゴリに分類し保証料率を算出します。）※会計割引制度はご利用になれません。

4. 責任共有の対象

原則、責任共有制度対象です。

ただし、経営安定関連保証 1～6 号、災害関係保証、東日本大震災復興緊急保証は、責任共有対象外（100%保証）となります。

5. 対象外の保証制度

原則として、全ての保証制度が利用可能ですが、“対象者”に含まれない制度や制度要綱等でご利用いただけない制度があります。

【利用できない保証制度の例】

- ・ 小口零細企業保証制度
- ・ 特例保険に係る制度で、根拠法において NPO 法人を対象としていないもの（創業関連保証、創業等関連保証、経営革新関連保証、事業再生計画実施関連保証 等）
- ・ 中小企業特定社債保証（社債発行は会社法上の会社に限られるため）

お問合せ：保証部保証第 1 課・第 2 課 077-511-1321/1322